

令和3年3月3日作成

摩文仁浄水場運転管理業務委託仕様書

令和3年度

南部水道企業団

摩文仁浄水場運転管理業務委託仕様書

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この仕様書は、運転管理業務について、南部水道企業団（以下「発注者」という。）が〇〇〇会社（以下「受注者」という。）に業務委託を行うに、必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の内容)

第2条 発注者が受注者に委託する業務は、次の内容とする。

- (1) 浄水処理運転監視業務
- (2) 浄水施設等維持管理業務
- (3) 水質検査業務
- (4) 上記業務の詳細は、別紙1によるものとする。

(委託期間及び業務時間)

第3条 委託業務の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。尚、契約期間中は無休の24時間業務とする。

(担当職員の通知及び職務)

第4条 発注者は、担当職員を定め受注者に通知する。担当職員を変更したときも同様とする。

2 担当職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 契約業務の履行について総括責任者との協議、連絡、指示
- (2) 業務計画書の承認又は協議、指示
- (3) 業務検査及び監督

(総括責任者の選任及び職務)

第5条 受注者は、総括責任者を選任し、氏名その他必要事項を書面にて発注者に提出すること。総括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、委託業務又はその運用に従事する職員（以下「従事職員」という。）の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故防止に努めること。
- 3 総括責任者は、契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と常に密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制につとめること。
- 5 第1項の総括責任者は、次の要件を満たす者を選任しなくてはならない。
 - (1) 2,750 m³/日以上処理能力を有する浄水場の運転管理業務に1年以上の実務経験を有すること。
 - (2) 浄水施設管理技士3級の資格を有すること。

(従事職員等の届出)

第6条 受注者は、配置する従事職員の氏名その他必要事項を書面にて発注者に提出すること。従事職員を変更したときも同様とする。

- (1) 総括責任者届
- (2) 従事職員名簿
- (3) 各従事職員の経歴書及び資格を証する書類
- (4) 健康診断(検便)報告書

2 受注者が配置した従事職員の委託業務遂行にあたり、発注者が不適格と認めた場合は、従事職員の変更を求めることができる。

(委託業務の実施)

第7条 受注者は、委託業務を実施するときは、業務上の連絡調整を密にし、発注者の指示に従い実施するものとする。

2 従事職員は、業務の実施にあたって、常に細心の注意を払い、異常の発見及び事故防止に努めるとともに、災害等緊急事故が発生した場合は、応急措置をし、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

(非常時の業務態勢)

第8条 受注者は、災害及び重大事故等による緊急事態に備え、連絡体制を編成し、従事職員の非常召集に応じられる態勢を常に整えておかななければならない。

2 前項の規定により緊急業務を実施した場合は、書面にて発注者に報告しなければならない。

(年間業務履行計画書)

第9条 受注者は、年間履行計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。年間履行計画書は、次の事項を基本とし、発注者と受注者の協議により定める。

- (1) 業務履行組織図
- (2) 緊急連絡体制図
- (3) 日常業務計画表
- (4) 主要設備概要一覧表
- (5) 運転管理業務計画書
- (6) 主要監視・管理項目一覧表
- (7) 定期点検業務計画書
- (8) 設備点検基準表

(業務計画書及び業務完了報告書)

第10条 受注者は、月間の業務履行に関する計画書を当該月の3日前までに発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項の当該月の業務履行計画に基づき業務を完了したときは、毎月翌月の5日までに、月間業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、月間業務完了報告書に添付して提出すること。

3 受注者は、当該年度の委託業務期間が終了したときは速やかに年間業務完了報告書を作成し発注者へ提出しなければならない。

第 2 章 委託作業要領

(各種機械の運転)

第 1 1 条 受注者の従事職員は、業務の範囲において、各種機器の機能を充分理解し、運転計画に沿って運転操作を適正に行わなければならない。特に台風・天災・豪雨等非常時の運転については、発注者に報告するとともに、的確に対処できるようにしておかななければならない。

(点検整備)

第 1 2 条 受注者は、事故等を防止するとともに各種機器の耐用を増すため、日常点検及び巡視を行わなければならない。

- 2 受注者の日常点検及び巡視において異常を発見した場合は、その都度担当職員に報告し、その指示に従い処置し、その経過を記録報告しなければならない。
- 3 発注者が実施する定期的な点検は、予め発注者と受注者が協議した点検計画に基づき、発注者の担当職員及び受注者の従事職員が協力して実施する。ただし、特殊な精密点検は除くものとする。
- 4 受注者は、計測器等の調整、給油、消耗部分の交換、補充、清掃等常に各種機器が正常に稼動するよう発注者の職員に協力して整備に努め、併せて保護装置の作動確認等を行わなければならない。

(修理、造作)

第 1 3 条 受注者は、点検巡視中に発見した不良箇所、又は、事故、故障の発生した破損箇所のうち現場で修理可能なものについては、発注者と協議し、発注者の職員及び受注者の従事職員が協力して処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、設備等のうち軽易な設備及び改良について、発注者の承認又は指示により造作するものとする。
- 3 受注者は、前 2 項の処理を行う場合、発注者が必要と認めたときは、状況報告書を発注者に提出しなければならない。

(有資格者による作業)

第 1 4 条 受注者は、電気工作物、危険物、設備等の取扱については、関係法規に従って有資格者の指示のもとに作業を行い、保護具の使用等、その安全対策に十分注意を払い従事させなければならない。又、労働災害が発生した場合の対策として、発注者の職員とともに救護作業、通報連絡等の訓練を行わなければならない。

(業務の報告)

第 1 5 条 受注者は、業務実績を明らかにするため、第 2 7 条第 2 号に規定した (ハ)、(ニ) については、毎日報告しなければならない。

(火災の防止)

第 1 6 条 受注者は、施設の火災を未然に防止するため、火気の取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(警備及び盗難の防止)

第17条 現場における施設及び設備機器、工具類の盗難及び侵入者の防止については、十分に監視を努め、委託業務場所の警備をしなければならない。

第 3 章 そ の 他

(施設の使用)

第18条 発注者は、摩文仁浄水場内にある事務室、休憩室、便所、浴室及び備付器具を契約の期間中、受注者に無償で使用させるものとする。使用にあたっては、常に清掃を行い清潔に管理し、棄損、汚損が生じたときの弁償は受注者の負担とする。また、発注者の維持管理用備品として、備え付けの機器、工具等については、担当職員の許可又は指示により無償供用で使用することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定により事務室等の使用に伴う、光熱水費の負担については無償とするが、節水、節電等、節約については十分に配慮しなければならない。

(公用車輛貸借使用)

第19条 受注者は公用車輛を使用する場合は、発注者の許可を得るものとする。

2 受注者は、車輛の使用については善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

(事務用品等)

第20条 事務処理に要する事務用品等は、受注者の負担とする。

(支給及び貸与等)

第21条 委託業務に要する消耗品等は、発注者の負担とする。発注者の支給の範囲は以下の各号によるものとする。

(イ) この委託契約に基づき、発注者の担当職員が指示した作業処理及び報告文書等に直接使用する次の物品とし、支給及び取り扱い上の注意事項については、発注者の指示に従うものとする。燃料油、油脂類、薬品（試薬）その他発注者が必要と認めた物品。

(ロ) 浄水場の浄水処理用品、軽易な補修用品、原材料（作業衣、その他受注者の従事職員に係わるものを除く）

2 受注者は、浄水場の維持管理上に必要な業務連絡のため、発注者の電話設備を利用することができる。

3 発注者は、各施設の運転操作に必要な取扱説明書、操作説明書及び関係図書等を受注者に貸与する。受注者は、この関係図書等を丁寧に閲覧し、操作方法に基づいて適正確実に行うものとする。

(従事職員の規律)

第22条 受注者は、従事職員の作業規律、衛生、風紀、及び身元保持に関し、一切の責任を負うものとする。

2 従事職員は、常に一定の制服及び記名章を着用するものとする。

(従事職員の指導管理)

第23条 受注者は、関係法令に基づき、次により従事職員の危険防止及び健康管理に努めなければな

らない。

- (イ) 従事職員は、管理施設の災害防止に努めるとともに、第三者に危害を及ぼさぬよう、充分な配慮をしなければならない。
- (ロ) 従事職員は、常に関係法令を遵守し、作業の安全を図らなければならない。又、受注者は災害を防止するため、従事職員に対し必用な安全教育を実施するものとする。
- (ハ) 受注者は、定期又は臨時の健康診断を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。健康診断に必用な費用は、受注者の負担とする

(福利厚生)

第24条 受注者は、従事職員の通勤及び福利厚生を、受注者の責任において行わなければならない。

(備付書類等)

第27条 受注者は、業務内容を明確にするため、次の書類及び帳簿等を現場に備付け整理しておかななければならない。

- (1) 契約に関するもの
 - (イ) 契約書の写し
 - (ロ) 業務委託仕様書
 - (ハ) その他必要な書類
- (2) 委託業務の履行状況に関するもの
 - (イ) 運転管理業務の作業予定表
 - (ロ) 運転操作業務報告書
 - (ハ) 巡視点検記録（日報）
 - (ニ) 毎日検査結果表
 - (ホ) 運転操作業務完了報告書（月報）
 - (ヘ) その他必要な書類及び帳簿

2 運転管理業務にかかる資料の提出を発注者が求めた場合、受注者は速やかに応じなければならない。ただし、受注者の機密に関する事項と判断した場合は、この限りではない。

(書類の保管)

第28条 受注者は、委託業務遂行上に作成した書類は、5年間保管しなければならない。

2 前項の書類は、発注者の許可なく外部に持出し、又は他人に閲覧や複写をさせ、或いは譲渡してはならない。

3 受注者は、委託業務の履行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第29条 本仕様書に定めのない事項又は、本仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

別紙 1

浄水処理運転監視業務及び浄水施設等の維持管理業務内容

項 目	業 務 内 容
1.浄水処理運転監視業務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水質監視及び浄水処理状況監視 (2) 浄水処理薬品（次亜塩素酸ナトリウム）の監視及び調節 <ul style="list-style-type: none"> ア 浄水処理薬品の注入率、注入量監視及び調節 イ 浄水処理薬品タンク液位の監視 (3) 水位、水量等の監視及び調節 <ul style="list-style-type: none"> ア 計装設備による水位監視 <ul style="list-style-type: none"> a 浄水池水位監視 イ 計装設備による水量監視及び調節 <ul style="list-style-type: none"> b 浄水場原水量監視及び調節 c 総濾過水量監視 d 送水流量監視 (4) 浄水処理機械等の運転操作及び運転状況監視 <ul style="list-style-type: none"> ア 原水流量調節弁の操作及び監視 イ 各種ポンプの運転及び監視 ウ 濾過池操作及び監視 エ 注入設備の運転及び監視 (5) 受変電設備、動力設備、計装設備等の状態監視 <ul style="list-style-type: none"> ア 受変電設備の監視（受電電圧、電流、電力、力率、周波数、及び二次側電圧、電流、電力等） ウ 動力設備の監視（地落、過電流等） (6) 浄水処理状況等のデータ収集及び記録 (7) 浄水処理運転監視業務に係る引き継ぎ及びその記録

項 目	業 務 内 容
2.浄水施設等維持管理業務	<p>【浄水施設】</p> <p>(1) 日常点検 ア ポンプ設備 イ バルブ及びゲート類 ウ 薬品注入設備（次亜塩素酸ナトリウム） エ 受変電設備 オ 動力設備</p> <p>(2) 月間定期点検及び軽微な整備修理 ア (1) の機器 イ 各種ケーブル ウ 建築付帯電気設備 エ 浄水池</p> <p>(3) 濾過池の砂面の削り取り作業（1回/6ヶ月～1年） ※濾過損失水頭、濾過池の汚れ具合の状況に応じ実施する</p> <p>(4) 浄水場内及び周辺の草刈作業</p> <p>(5) 日常点検、月間点検及び臨時点検等の結果報告及び報告書作成</p> <p>【取水施設】</p> <p>(1) ギーザ第一・第二取水ポンプ場維持管理及び運転業務 ア ポンプ場電気設備点検 イ ポンプの絶縁抵抗測定 ウ ポンプ場内の清掃 エ 取水施設周辺の草刈作業</p>
3.水質検査業務	<p>(1) 浄水場の運転管理上必要な水質検査（外観、臭気、pH、濁度、電気伝導率、残留塩素等）</p> <p>(2) 末端給水栓における毎日水質検査（外観、臭気、pH、濁度、電気伝導率、残留塩素等）</p>